

(別紙)

公立野辺地病院レセプト精度調査等業務委託仕様書

1. 業務名 公立野辺地病院レセプト精度調査等業務委託
2. 履行場所 青森県上北郡野辺地町 公立野辺地病院内（病院が指定する場所）
3. 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

4. 業務内容

(1) 診療報酬請求の請求漏れ等の調査・分析

1ヶ月分の全レセプトデータ(入院・外来)の分析を行うとともに、電子カルテや各種帳票の確認によって、レセプトデータと診療内容の確認を行い、下記事項における請求漏れや増点可能対象等を把握する。

- ① 診療部門におけるオーダー入力又は伝票への記入漏れ等
- ② 料金算定部門におけるシステムへの入力漏れ等
- ③ 料金算定部門における算定ルールの認識不足等
- ④ 料金算定部門における算定の可否についての確認漏れ等
- ⑤ 電子カルテ及び医事会計システム等のシステムの設定誤り等

以下、参考までに令和2年度（4月～12月）のレセプト件数を示す。

○ レセプト件数(令和2年4月～12月)										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
入院	203	208	239	232	224	233	244	253	244	231
外来	3,753	3,403	4,323	4,070	3,982	4,038	4,141	3,930	4,028	3,963

(2) 関係職員ヒアリング

請求漏れの発生原因等の詳細を確認するために病院の関係部署へのヒアリングを実施し、請求漏れ項目を確定するとともに、ヒアリングを通して、関係職員への指導・教育を行う。

(3) 課題抽出及び改善提案

- (1)、(2)の結果を踏まえ、請求漏れ等の発生内容、発生原因、改善策等を記載した報告書を作成する。また、今後注力すべき改善事項について、病院と協議する。

(4) 職員への業務改善支援

改善策が確実に実践されるよう、医師、看護師、その他コメディカル、医事職員等の関係職員に対して個別打合せや研修会の実施等により指導・教育を行う。なお、業務改善支援においては、以下の内容を含めること。

- ① 診療報酬請求の根拠として最低限必要とされるカルテの記載（指導料等）についての助言
- ② 業務フロー（マニュアルを含む。）の見直しについての助言
- ③ 電子カルテシステム、医事会計システム等の各種システムの見直しについての助言
- ④ 経営改善に資する医事統計資料の作成についての助言

(5) その他経営改善計画に関する調査分析や各種助言

その他必要に応じて、経営改善計画の作成や経営改善活動の実施に向けた各種調査分析の実施支援や助言を行う。

(6) 最終報告書の作成

(1) ～ (5) の結果を取りまとめた最終報告書を作成する。

5. 調査業務従事時間

「4.業務内容」の遂行にあたり、月1回（3日間）を基本として訪問すること。

6. 成果物

(1) 提出物

① 最終報告書 1部

② 本業務において作成した資料 1部

③ 上記①、②のデータを記録した電子媒体(データ化出来ないものを除く) 1式

(2) 提出期限

令和4年3月31日まで

7. その他

(1) 業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

(2) レセプト精度調査業務に従事する者は、個人情報の取扱に関する所定の誓約書を提出すること。

① 基本事項

受託者は、業務上知りえた個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知りえた機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除および期間満了後においても同様とする。

(3) 本仕様書に明示されていないもの及び仕様内容に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定める。